

## 海老名市ひとり親家庭等家賃助成要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、母子家庭、父子家庭等（以下「ひとり親家庭」という。）に対して住宅の家賃の一部を助成することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、もってひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱においてひとり親家庭の父又は母とは、児童扶養手当法施行規則（昭和36年厚生省令第51号）第16条に規定する児童扶養手当証書の交付を受けている者または海老名市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例（平成3年条例第34号）第5条に規定する医療証（以下「ひとり親医療証」という。）の交付を受けている者とする。ただし、海老名市障害者医療費助成条例（平成14年12月20日条例第44号）第6条に規定する受給者証の交付されていることにより、ひとり親医療証を交付されていない者は、ひとり親医療証の交付がされているものとみなす。

### (対象者)

第3条 家賃の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、ひとり親家庭の父又は母で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市に現に居住している者
- (2) 居住する民間賃貸住宅の賃借料を月額7,000円以上支払っている者。ただし、当該住宅の賃貸人が対象者と同居している親族（2親等以内）である場合を除く。
- (3) 海老名市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例第4条に規定する所得の制限に該当しない者
- (4) この要綱に規定する以外の市の家賃補助を受けていない者
- (5) 対象者と同居する者が、この要綱に規定する以外の市の家賃補助を受けていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護

を受けている者は、対象者としなない。

(助成金の額)

第4条 家賃の助成は、月額5,000円とする。

(助成の申請)

第5条 家賃の助成を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、海老名市ひとり親家庭等家賃助成申請書(第1号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 民間賃貸住宅の賃貸借契約書の写し
- (2) ひとり親家庭の父又は母であることを証する書類
- (3) 申請者名義の預金口座の写し
- (4) 賃借料の支払が確認できるもの
- (5) その他市長が必要と認める書類

(助成の決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、第3条に掲げる要件に該当するか否かを審査し、速やかに申請者に対して海老名市ひとり親家庭等家賃助成決定通知書(第2号様式)又は海老名市ひとり親家庭等家賃助成不承認通知書(第3号様式)により通知するものとする。

(助成の期間及び支払期月)

第7条 家賃の助成は、第5条に規定する申請を受理した日の属する月の翌月から第3条に規定する要件を欠くに至った日の属する月まで行う。ただし、平成30年4月末日までに受理した申請にかかる家賃の助成は、申請を受理した日の属する月から第3条に規定する要件を欠くに至った日の属する月まで行う。

2 市長は、助成の決定を受けた者(以下「受給者」という。)の名義の預金口座に、毎年1月、5月及び9月の月末までにそれぞれ支払い済みの額を除く前月までの額を振り込むものとする。

3 前項の規定にかかわらず、受給者が第3条に規定する要件を欠くに至ったときにおけるその月までの助成金は、同項に規定する支払期月以外の月であっても支払う

ことができる。

(効力の消滅)

第8条 第6条に規定する助成の決定の効力は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは消滅する。

(1) 受給者が死亡したとき。

(2) 第3条第1項に該当しなくなったとき。

(3) 第3条第2項に該当することとなったとき。

(4) 第12条に規定する助成金の支給が停止された場合であって、最後に助成金が支給された月の月末から起算してから2年が経過したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、家賃助成の必要がなくなったとき。

2 前項の規定により助成の決定の効力が消滅したときは、市長は海老名市ひとり親家庭等家賃助成消滅通知書(第4号様式)により受給者であった者に通知するものとする。ただし、前項第1号に該当する場合は、この限りでない。

(助成の決定の取消し)

第9条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成の決定を取り消すことができる。この場合において、市長は、理由を付して当該受給者に通知するものとする。

(1) 不正な行為により助成の決定を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、助成の決定について市長が不相当と認めたとき。

(助成金の返還)

第10条 第8条の規定により助成の決定の効力が消滅した受給者又は前条の規定により助成の決定を取り消された受給者が既に助成金の支払いを受けているときは、市長は返還期日と金額を明示しその返還を命ずるものとする。

(届出の義務)

第11条 受給者は、第8条第1項各号のいずれかに該当するとき又は次の各号のいずれかに該当するときは、海老名市ひとり親家庭等家賃助成申請事項変更(消滅)届(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

- (1) 市内転居したとき。
- (2) 氏名を変更したとき。
- (3) 振込先口座を変更したとき。

2 前項第1号による届出書には、転居後の民間賃貸住宅の賃貸借契約書の写しと賃借料の支払いが確認できるものを添えなければならない。

3 受給者は、毎年1月1日から同月31日までの間に、その年の1月1日における状況を記載した海老名市ひとり親家庭等家賃助成現況届（第6号様式）を市長へ届け出なければならない。

4 前項の届出書には、第5条各号に掲げる書類を添えなければならない。

（助成金の支給停止・開始）

第12条 市長は、受給者が正当な理由なく前条の規定による届出をせず、又は同条の規定による書類を提出しないときは、助成金の支給を停止することができる。

2 前項の規定により助成金の支給の停止を決定したときは、海老名市ひとり親家庭等家賃助成支給停止（開始）通知書（第7号様式）により受給者へ通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により支給停止をした者で、後に支給停止の理由がなくなり、かつ第3条の要件を満たしているときは、助成金の支給を開始することができる。

4 前項の規定により助成金の支給の開始を決定したときは、海老名市ひとり親家庭等家賃助成支給停止（開始）通知書（第7号様式）により受給者へ通知するものとする。

（添付書類の省略）

第13条 市長は、第5条各号に掲げる書類又は第11条に掲げる書類を本市が保有する公簿等により確認することができるときは、その書類の添付を省略することができる。

（未支払の助成金）

第14条 受給者が死亡した場合において、その死亡した者に支払うべき助成金で未

支払のもの（以下「未支払の助成金」という。）があるとき、その者と同居していた親族に未支払の助成金を支払うことができる。

2 未支払の助成金を受けようとする者（以下「請求者」という。）は、海老名市ひとり親家庭等家賃助成未支払請求書（第8号様式）を市長へ提出しなければならない。

3 市長は、前項に規定する請求書の提出を受けたときは、請求内容を審査し、海老名市ひとり親家庭等家賃助成未支払請求決定通知書（第9号様式）又は海老名市ひとり親家庭等家賃助成未支払請求不適合通知書（第10号様式）により、請求者へ通知するものとする。

（調査）

第15条 市長は、必要があると認めるときは、申請者、受給者又は請求者に対し、必要な範囲内で書類の提出若しくは報告を求め、生活状況等について調査を行うことができる。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、令和3年3月31日以前に係る家賃の助成の額については、なお従前の例による。

3 この要綱の施行の際、旧要綱に定める様式に基づいて作成した様式は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

《平成30年4月1日 制定》

《平成31年4月1日 一部改正》

《令和3年4月1日 一部改正》